

農業用廃プラスチック 排出時の分別のお願い

田原市農業用使用済プラスチック適正処理対策協議会が行っている農業用廃プラスチックの回収では、ビニールフィルムとポリ系フィルムを分別のうえ搬入いただいています。ビニールフィルムの結束は、ビニールフィルムの切れ端を使用するなど、同じ材質の物で束ねるルールを守ってください。分別の効率を向上し、リサイクル作業を円滑化するため、ルールが守られていない場合は、その場で束ね直していただくか、受け取りをお断りすることがあります。

なお、ポリ系フィルムは、**灌水チューブ**やポリ系のひもで束ねることが出来ますが、ビニールフィルムの切れ端などは使用しないよう、ご注意ください。

▼田原市農業用使用済プラスチック適正処理対策協議会（農政課内）
☎23局3517 FAX22局3817

▼JA愛知みなみ
田原資材センター ☎23局1636
赤羽根資材センター ☎45局3134
渥美資材センター ☎32局3000

国民年金保険料の後納制度 10月1日開始

国民年金制度は、保険料を納めら

れなかった期間がある場合や資格取得などの届出を忘れた期間がある場合、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなったり（保険料納付や免除などの合計が300月未満の場合）することがあります。

このような事態を避けるために、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まりました。具体的には、平成14年10月分以降の保険料を納めることができるようになります。

▼後納保険料の納付期限＝平成27年9月30日（水） ▼その他＝後納保険料納付には、事前申し込みが必要 ※詳しくはお問い合わせください。

▼国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570(011)050

▼豊橋年金事務所
☎(0532)33局4118

もう受けましたか？ 健診はお早めこー！

1年に1度は健診を受けて、自分の体をチェックしましょう。受診の際は必ず受診券と保険証をご持参ください。

▼費用＝自己負担分は無料 ▼場所

＝市内指定医療機関 ▼期間＝12月31日までの診療時間内 ▼その他＝健診は空腹で受けましょう。

▼保険年金課
☎23局2149（特定健診）
☎23局3514（後期高齢者健診）

水道・排水設備指定工事店の 新規追加

給水工事は田原市指定給水装置工事店へ、公共下水道等に接続する場合は田原市排水設備指定工事店へ必ずお申し込みください。

■新規追加
・アイセイ設備 三河事務所
☎(0532)88局4445

▼水道課
☎23局3532 FAX22局3184

▼下水道課
☎23局3525 FAX22局3184

縦覧

INSPECTION FOR PUBLIC

愛知海区漁業調整委員会委員 選挙人名簿

平成24年9月1日現在で調製された愛知海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧を行います。

▼縦覧期間＝10月20日（土）～11月3日（土・祝） ▼縦覧時間＝午前8時30分～午後5時 ▼縦覧場所＝選挙管理委員会（市役所南庁舎3階総務課）

▼選挙管理委員会（総務課内）
☎23局3506 FAX23局0180

税

TAX

法人の各種届出

市内で法人などの新規設立や、事務所・事業所の新規開設をした場合は、速やかに登記簿謄（抄）本（写し）と定款（写し）を添えて、法人設立（変更）等申告書を提出してください。

また、「商号」「所在地」「代表者」「資本金額」「決算期」などに変更があった場合や「法人の解散」「事業所の閉鎖」などをした場合も、その都度、変更届出書を提出してください。（「エルタックス」を利用しての届出も可）

※法人設立（変更）等申告書は、市ホームページでダウンロード可

▼税務課
☎23局3509 FAX23局0180

☎http://www.city.tahara.aichi.jp/